

住み慣れた地域で自分らしい暮らしをしよう！

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言います。）は、市内在住の65歳以上の方々を対象に、その人の状態や必要性に合わせて効果的にサービスを提供する事業です。

●総合事業の訪問型サービス・通所型サービス対象者

① 要支援認定を受けた方

要支援 1 または要支援 2 の認定をお持ちの方

② 基本チェックリスト該当者

65歳以上であり、

基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

※基本チェックリストとは、厚生労働省が作成した高齢者の生活状況を確認する25項目の質問票です。

※**基本チェックリスト該当者はサービス・活動Aのみ利用できます。**



●サービス利用の流れ

まずはお近くの地域包括支援センターでご相談ください。

- 新規でサービスを利用する方（原則）
- 要介護・要支援認定の更新を迎えた方
- 第2号被保険者の方（40～64歳）

- 新規でサービスを利用する方で、総合事業の訪問型・通所型サービス・活動Aのみを希望する方

介護保険の認定を申請

要介護
1～5

要支援 1
要支援 2

非該当

ケアプランの作成
居宅介護支援事業所

介護サービス
を利用

基本チェックリスト



該当
(事業対象者)

非該当

ケアプランの作成
(地域包括支援センター・指定を受けた居宅介護支援事業所)

介護予防サービスを利用
(介護予防給付)
(福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリ等)

総合事業サービスを利用
・訪問型サービス
・通所型サービス

一般介護
予防事業
を利用検討



●利用できるサービスの種類



◆訪問型サービス

		指定介護予防訪問 介護相当サービス	訪問型サービス・活動A (委託)
概要		事業者による、従来の介護予防訪問 介護に相当するサービスです。	委託法人（NPO法人、社会福祉法人 等）による日常生活の家事援助です。 身体介助は行いません。
提供者		訪問介護員	市が認めた研修の 修了者
サ ー ビ ス 内 容	身体 介助	・入浴や排泄、食事の介助 ・外出の見守り	なし
	生活 援助	・部屋の掃除、整理整頓 ・調理、食事の準備、片付け	・衣類の洗濯 ・生活必需品の買い物 ・布団干し など
利用者		要支援1・2の方	要支援1・2の方および 基本チェックリスト該当者
利用者 負担の 目安		<1か月ごと>※1割負担の場合 週1回・・・約1,570円 週2回・・・約3,140円	1回につき200円 ☐ 基本チェックリスト 該当者および要支援1 ⇒原則週1回まで
		週3回・・・約4,000円 (要支援2のみ)	☐ 要支援2 ⇒原則週2回まで
対象と ならない サービス		ご本人以外のためにすることや日常の家事を超える範囲のことは、生活援助 の対象になりません。 (例) ①ご本人以外のためにすること ・ご本人以外の家族のための食事 ・自家用車の洗車、清掃 ②本人の日常生活に必ずしも必要でないこと ・草むしり、花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 ③日常的な家事の範囲を超えること ・部屋の模様替え、家屋や家具の修繕 ・大掃除、行事等のため特別に手間をかける調理	



◆通所型サービス

	指定介護予防通所介護相当 (現行相当)	通所型サービス・活動A (高齢者ふれあいデイサービス)
概要	事業者による、従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。	閉じこもり予防や自立支援を目的とした憩いの場を提供するサービスです。委託法人（NPO法人、社会福祉法人等）が提供します。
サービス内容	- 入浴サービス - 専門的な機能訓練 - レクリエーション - 体操 など	- ミニデイサービス - レクリエーション - 軽い運動 など 
利用者	要支援1・2の方	要支援1・2の方および 基本チェックリスト該当者
利用者負担の目安	<1か月ごと>※1割負担の場合 ☐要支援1・・・約2,080円 ☐要支援2・・・約4,190円 ※加算や食費等の実費は上記金額には含まれていません。	※原則1回の利用につき500円 (負担割合にかかわらず一律) ※食費等は別途必要です。 ☐基本チェックリスト該当者 および要支援1 ⇒原則週1回まで利用可 ☐要支援2 ⇒原則週2回まで利用可 

◆一般介護予防事業について

基本チェックリストで非該当となっても、一般介護予防事業を利用することができます。詳しくは、お住いの地域を担当する地域包括支援センターへお問い合わせください。

名称	内容
いきいき百歳体操	地域が主体となって、介護予防に効果的な体操を実施する取り組みをお手伝いします。
食生活改善支援サービス	食習慣に課題のある方に対し、栄養士が訪問指導を行います。食生活を良好に保つことで、生活機能の維持向上を図ります。
フレイル予防教室	地域住民が行う小地域のつどいや老人クラブ等の場で、健康づくりのための講話や認知症予防などのプログラムを実施します。

◆訪問型サービス・活動A 事業者一覧

サービス事業者名	所在地	連絡先
三田市シルバー人材センター	三田市あかしあ台5丁目32-2	電話：079-564-7501
特定非営利活動法人ボランティアアユート	三田市つつじが丘南3-9-8	電話：079-555-6805

◆通所型サービス・活動A 事業者一覧

サービス事業者名	所在地	連絡先
いこいの家さんだ	三田市屋敷町12番24号	電話：079-564-1513
高平の里	三田市下里69	電話：079-569-1484
ふれあいサロン三田	三田市三田町38-9	電話：079-563-1130
特定非営利活動法人ボランティアアユート	三田市つつじが丘南3-9-8	電話：079-555-6805
サロンYOU	三田市武庫が丘3-4 プチモール5号	kusabue@gmail.com (固定電話なし)



お住いの地域包括支援センター連絡先

お住いの地区	センター名	所在地	連絡先
三田 三輪南 (三輪・松が丘校区)	三田市 地域包括支援センター	川除675 (三田市総合福祉保健 センター内2階)	電話：079-559-5941 FAX：079-559-5707
フラワータウン	フラワー 地域包括支援センター	富士が丘5-17-3 (ゼフィール三田内1階)	電話：079-553-3600 FAX：079-553-3601
ウッディタウン カルチャータウン	ウッディ 地域包括支援センター	けやき台1-4-1 (ウッディタウン 市民センター内1階)	電話：079-553-1077 FAX：079-553-7023
藍	藍 地域包括支援センター	下相野1460-1 (さんすい園内)	電話：079-568-3900 FAX：079-568-0810
三輪北(志手原校区) 小野 高平	三輪北・小野・高平 地域包括支援センター	小野1139-1 (サンウエスト内1階)	電話：079-560-3080 FAX：079-560-3071
広野 本庄	広野・本庄 地域包括支援センター	東山897-2 (三田温泉病院内1階)	電話：079-568-5777 FAX：079-568-7555

市役所お問い合わせ先

窓口	内容	所在地	連絡先
高齢者支援課 高齢者福祉係	高齢者の生活支援サービス、 総合事業に関すること	三田市三輪2-1-1 (市役所本庁舎4階)	電話：079-559-5070 FAX：079-563-7776
介護保険課 認定給付係	要介護認定・介護サービス の利用に関すること	三田市三輪2-1-1 (市役所本庁舎1階)	電話：079-559-5078 FAX：079-563-1447
介護保険課 資格管理係	介護保険の資格・保険料に 関すること		電話：079-559-5077 FAX：079-563-1447
介護保険課 認定調査担当	訪問調査に関すること		電話：079-556-8242 FAX：079-563-1447